

第1 趣旨

この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 指定の方針

支援法人の指定は、調布市の空き家等対策事業の状況等を踏まえ、特に援助を必要とする業務について行うものとし、必要な事項は別途方針を定めることとする。

2 前項の方針で定める項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 趣旨
- (2) 指定の申請
- (3) 支援法人の指定
- (4) 事前協議
- (5) 申請について
- (6) 指定の通知

第3 指定の申請

法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業を実施する年度の前年度中で市長が別に定める期間内に空家等管理活用支援法人申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空き家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面

- (8) 法第 24 条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

第4 指定の基準

市長は、第3の規定による申請書の提出があったときは、次の各号に掲げる基準により、その内容を審査するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空き家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第 10 の規定により、指定を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は調布市暴力団排除条例（平成 24 年調布市条例第 27 号）第 6 号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者でないこと。
- (4) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - イ 未成年者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ニ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - ホ 暴力団員等
- (5) 申請者が支援法人として行おうとする業務が、調布市空き家等対策計画に適合するもので、調布市の空き家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められるものであること。
- (6) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第 24 条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (7) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (8) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

第5 支援法人の指定

市長は、第3の規定による申請の内容が第3各号に掲げる基準のいずれにも該当すると認めるときは、申請者を支援法人として指定し、空家等管理活用支援法人指定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 指定の期間は、上限を2年とし、別途定めるものとする。

3 市長は、第4の審査を行い、申請者を支援法人として指定しないこととするときは、空家等管理活用支援法人不指定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

第6 名称等の変更

法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（第4号様式）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

第7 業務の廃止

支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

第8 事業の報告

支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

第9 改善命令

市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ず

ることができる。

第10 指定の取消し

市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第4第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第5の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（第7号様式）により当該支援法人に通知するものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。